

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会
会 議 録

第 4 回

平成15年10月27日

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会

第4回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会議録

平成15年10月27日、第4回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会が大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」において開かれた。

1. 開催日時 平成15年10月27日(月)
午後2時00分から5時05分まで
2. 開催場所 大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」 大・小会議室
3. 出席した委員
鈴木俊美 梶木 實 亀田仲司
熊倉武夫 石塚英彦 田口東一
羽金政光 高岩義祐 小林 長
戸谷勝次 佐山 保 梅沢米満
鈴木邦夫 松本喜重 天海英夫
渡辺仁一 佐山 晃 中田 堅一
永島源作 細谷 亮 高際 一男
三柴一男 松本 房子 小幡 英夫
片柳 登 小林 為三男 熊倉 幸夫
佐山 嘉市 島田 家得子 島田 富雄
阿部 博 田中 久巳 葛生 明雄
久留生 道子 小倉 元江
4. 欠席した委員
田村 澄夫 中山 育
5. 関係者の出席
なし
6. 事務局の出席
全職員
7. 議事
議決事項
議案第1号 平成15年度大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会補正
予算(第1号)について

協議事項
協議第7号の2 新市の事務所の位置について(協定項目4)
協議第8号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて(協定項
目6)
協議第9号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

(協定項目 7)

協議第 1 0 号 町名・字名の取扱いについて (協定項目 1 7)
協議第 1 1 号 慣行の取扱いについて (協定項目 1 8)
協議第 1 2 号 国際交流事業について (協定項目 2 3 - 2)

会議内容

<p>司会（事務局次長）</p>	<p>本日は、お忙しい中、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会にご出席を頂き誠にありがとうございます。定刻となりましたのでこれより第4回会議を始めます。会議開会にあたりご報告致します。本日の会議には委員 37 名中 35 名の委員のご出席を頂いており、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第 10 条第 1 項で定めた条件を満たしていることを報告いたします。</p> <p>会議に先立ち、当協議会会長の鈴木大平町長よりごあいさつをお願いします。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>ひとことご挨拶を申し上げます。委員の皆さんには、たいへんお忙しい中をお集まり頂き、ありがとうございました。</p> <p>これから第4回目の協議会を開催します。きょうを皮切りに、非常に重要な協議事項が次々と議題に上がってきます。今回は新市の事務所の所在地から実質的な協議に入りますが、これまでの委員のみなさまとの間で培われた雰囲気、円満に協議事項をまとめていきたいと思えます。よろしくお願ひ申し上げて、冒頭の挨拶と代えさせていただきます。</p>
<p>司会（事務局次長）</p>	<p>本日の会議資料の確認をします。お手元に4点の資料があると思えます。第4回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会次第と書いた資料があります。議案書として、ひとつの綴りになっています。</p> <p>説明資料がひとつあります。</p> <p>もうひとつ、紙1枚で、第3回合併協議会会議資料の訂正についてです。内容につきましては前回第3回協議会の資料として提示しました資料の中で、議案書の14ページ、新市の事務所の位置のうち、3町の庁舎の現況を示した資料がありましたが、そのうち岩舟町の庁舎の敷地面積に誤りがあったので訂正いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは、第3回合併協議会以降の経過説明につきまして河田事務局長より説明します。</p> <p>協議会次第の2ページです。経過報告説明資料です。</p> <p>三つあります。1番目が、建設計画策定に伴うアンケート調査の実施についてです。計画策定にあたり新市における行政優先施策課題あるいはビジョンに対する住民の意向を把握するために、またこれを計画づくりに反映するために調査を行いました。3町の住民1万人を対象として、9月30日から10月8日の間で実施しました。回収状況は配布数10,000に対して、回収数は4,480、回収率44.8%です。内容については後日集約が出来次第ご報告いたします。</p> <p>2番目にご意見箱の設置についてです。新市建設計画の策定に対し、住民の皆さまからの意見を幅広く聴取し、計画策定の資料とするため、3町の町内</p>

<p>司会（事務局次長） 鈴木会長</p>	<p>19箇所に設置しました。これは11月1日から新市の名称を募集しますが、この場合に回収箱としても利用する予定です。設置場所は、記載の通りです。</p> <p>3番目に、合併協議会啓発ポスターの作成と配布についてです。協議会の周知、住民の合併に対する意識の高揚を目的として、10月3日に啓発ポスターを作成しました。正面の時計の下にある、「Think、新しいまち」ということで、下のほうに合併協議会の日程等も明示されています。</p> <p>3町の公的施設等181施設に配布し掲示しています。以上です。</p> <p>これより議事の進行にはいりますが、規約に従い議事の進行については、鈴木会長にお願いします。</p> <p>ご協力によって、円滑に進められるよう、よろしくお願いします。</p> <p>会議録署名人を指名させていただきます。今回は高岩義祐委員と松本房子委員にお願いいたします。</p> <p>議決事項の議案第1号について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局（総務班長）</p>	<p>議案第1号につきましては合併協議会財務規程に基づき合併協議会補正予算について協議に付すというものです。議案書2,3ページです。2ページは歳入補正予算の総括表です。3ページは歳出予算の総括表です。ご覧のように歳入歳出とも281,000円増額して、総額で41,302,000円の予算とするというものです。</p> <p>内容につきましては、4ページからです。まず、4ページ上段に歳入がありますが、歳入については1目諸収入を281千円増額して計301千円とします。内訳については1節の諸収入ですが、7月から協議会事務局で2名の臨時職員を雇っています。その臨時職員の社会保険料自己負担分を今回歳入のほうに補正予算で計上させていただくというものです。歳出でもご説明しますが基本的に社会保険料は歳入に入れて、事業主負担分とあわせて社会保険料を支払っていくという制度から、この後歳出のほうでも説明させていただきます。</p> <p>歳出では、1目の会議費を170千円増額し、2,593千円とします。内訳については、9節の旅費で、先進地視察等のための職員旅費です。</p> <p>続いて2目の事務費ですが、1,091千円増額し、総額13,467千円とします。内訳は、まず、4節の共済費ですが、歳入でもご説明した臨時職員の社会保険料自己負担分です。12節の役務費として新市名称応募ハガキ郵送料として260千円を増額しています。</p> <p>14節の使用料及び賃借料ですが、パソコンリース料とコピー機プリント料です。パソコンにつきましては臨時職員2名が増えたことに伴い、2台を追加してリース契約しました。コピー機については資料作成等に使うプリント料を増額するものです。</p>

<p>鈴木会長 全員 鈴木会長</p>	<p>次に、事業推進費についてですが、1目事業推進費を980千円減額し、23,820千円とするものです。</p> <p>内訳については、8節の報償費を200千円増額するもので、新市名称採用者に対する商品代で一人2万円の10名分で計20万円です。13節の委託料については、1,180千円減額するもので、当初1,500万円を計上しましたが、新市建設計画の策定にかかる委託料及び事務事業にかかる委託料を実績にかんがみて今回1,180千円減額するというものです。</p> <p>補正予算については以上です。</p> <p>ご質問等をお受けしたいと思います。</p> <p>異議なし。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>異議なしの声がかかりましたので、質疑を打ち切らせていただきたいと思います。</p> <p>議案第1号の採決をします。議案に賛成の人は、拍手をお願いします。</p> <p>(拍手多数)</p> <p>委員全員一致にて議案第1号、原案通りご承認いただきました。</p> <p>続いて協議事項に入ります。</p> <p>協議第7号の2、これは前回から継続の協議事項ですが、新市の事務所の位置についてです。事務局から説明等がありましたらお願いします。</p>
<p>事務局(総務班長)</p>	<p>前回からの継続協議であり、今回は特に資料等は準備していませんので、前回の資料等により協議をお願いします。以上です。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>前回配布の資料に基づき、協議をします。</p> <p>予め申し上げておきます。この協議は1度や2度の協議で結論づけられません。また、これから協議事項が多くあります。みなさんから一通り意見をいただき、後ほど委員のみなさんにご相談をさせていただきます。それではみなさんからご意見等をいただきたいと思います。</p>
<p>熊倉(幸)委員</p>	<p>2点質問します。訂正資料で、岩舟町の庁舎敷地面積が2倍になっているが、その理由を伺いたいのが1点と、仮に本庁舎方式の場合、どれくらいの面積が必要かをシミュレートしたデータがあればお聞きしたいと思います。</p>
<p>鈴木会長</p>	<p>岩舟町の庁舎敷地面積と、本庁舎方式での面積の質問です。事務局から説明をお願いします。</p>
<p>岩舟町企画課長</p>	<p>現在、岩舟町庁舎およびその周辺では、組合施工の区画整理を行っています。その結果、前回資料では従来利用していた面積として約7,000㎡としていましたが、区画整理の結果、敷地面積が訂正されたとご理解いただきたいと思います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>本庁舎方式の場合の面積については、事務局では調査しておりませんので、お答えできません。</p>

鈴木会長 事務局長	<p>必要な敷地面積については先進地の事例で調査可能ですか。</p> <p>合併協議会の中では、それについては、ふれていないのがほとんどです。黒磯などでも、合併特例債を利用するという関係で、庁舎が必要という程度しかふれていません。したがって、合併後にどうなっているかを調べることは可能ですが、協議会の中で示された情報はありません。</p>
鈴木会長 熊倉（幸） 委員	<p>以上の説明でよろしいでしょうか。</p> <p>結構です。</p>
永島委員	<p>前回の協議会の中では幹事会等で検討された内容が議案の内容として出てきましたが、本日の協議第7号の2につきましては引き続き協議に付するという内容で出され回答がされていると思うが経過について説明をしていただきたいと思います。</p>
事務局長	<p>幹事会では、事務所の位置については、たいへん重要であることを踏まえて、協議会で協議することが望ましいとして、検討していません。</p>
鈴木会長 永島委員	<p>よろしいでしょうか。</p> <p>結構です。</p>
小幡委員	<p>事務所の位置に対する私見です。経営コンサルタントを経営しています。多くの企業について、いかに効率的にするかという追求をしています。根底は妥協を許さない経営の効率化ということです。そういう立場で合併問題をみた場合、一番大切なのは、地方分権の流れの中で妥協をせず、効率的な運営ができる庁舎機能を構築するというのが一番の課題であります。安易な妥協をすれば、将来に渡って禍根を残します。</p> <p>結論を言えば、大平の現地を本庁舎として、そこを中心に集約すべきです。地方自治法第4条の2に、住民の利用に便利であり、交通の事情や他の官公庁との関係などに配慮をしなければならないとあります。それを鑑みると新市の中心がふさわしいと思われます。</p> <p>前回資料に地図がありますが、大平町は新市の上の方にあるが、よく見ると、藤岡の南部はほとんど人が住んでいない渡良瀬遊水地です。それを考えると、大平の現庁舎は、北に1対し南に2くらいでほぼ良い位置にあります。人口で見ると、大平町は29,500人、岩舟町、藤岡町がそれぞれ19,000人ということで、他2町の1.5倍の人口です。住民の最大多数の利便性ということを考えると大平町がほぼ中央に位置するといつてよいのではないのでしょうか。</p> <p>交通の便でいうと、50号線沿線ではないが、50号線から4～5kmであり、自動車で来るから問題ではない。大事なことは、東京へのアクセスまた、県庁がある宇都宮へのアクセスとなります。すなわち、東武電車に近いという</p>

	<p>ことも重要です。今は新大平下の駅に快速が止まることが大きな要素です。事務所の床面積は、大平 3,489 m²が岩舟が 1,875 m²ということで2倍くらいです。藤岡も広くて 3,310 m²ということですがやはり大平が一番床面積は大きいということです。機能・組織を集約するには有利です。</p> <p>将来の新庁舎用地が 18,000 m²既に準備してあり、これを加えると 22,112 m²で岩舟町が先ほど 15,000 m²という訂正がありました。これと比べても大きく、藤岡の3倍くらいあります。必要に応じて、さらに拡大できると聞いています。</p> <p>庁舎建設の基金として資料によるとおよそ4億7,400万円の用意があることも要素だと思います。</p> <p>以上のことから、大平と同等かそれ以上を満たすことは、非常に難しいと思います。</p> <p>私は、40年以上この地に住んでいて、3町の変革とか発展のバランスを見る限り、今後相互のバランス関係が逆転するとは考えにくく、現状に立脚した判断が良いと思います。</p> <p>繰り返すが、大平町の現庁舎に機能を集約することが良いと考えます。</p>
永島委員	<p>前回、庁舎方式が示されました。</p> <p>本庁方式か、分庁方式か、総合支所方式かを先に議論すべきです。先ほどのご意見は本庁方式のように受け止めました。これでは、藤岡の住民の同意を得ることができません。また、遊水地の問題が出ましたが、藤岡の遊水地というのは大変大切なところです。それを今後どのように活用していくかが新市の発展につながっていくと考えます。それらを十分含め、新庁舎の位置は決めるべきだと思います。</p>
鈴木会長	<p>3庁舎の関係をどのようにしていくのかということが先であるというご意見でした。ほかにございますか。</p>
高際委員	<p>小幡委員の発言によれば、現在のまちの状況に立った判断だと思います。新しい市では、新しい発想で検討することが必要です。既に、大平町で敷地や庁舎の基金の積立があり、これを利用するのが効率的・効果的であるとのことでありました。しかし、新しい市のことは、敷地や基金の有無は度外視して考えるべきです。</p> <p>お互いに、譲るところは譲ることが大切であります。これから何回か継続をしなければ結論は出ないと思います。大平町のほうで岩舟町、藤岡町を見据えたことで検討をしていただきたいと思います。</p> <p>遊水地は人が住んでいないが、環境面で重要です。遊水地など含めた全体的な視野で検討する必要があります。</p>
鈴木会長	<p>あくまで白紙で検討すべきだということでしたが他にはありませんか。</p>

鈴木委員	<p>合併の目的は2つあると思います。1つは行財政の効率化、2つは住民サービスへの対応のため、専門技術者の確保に努めることです。それを考えると、本庁方式でいかにざるを得ないと思います。本庁方式を前提として検討したほうが良いと考えます。</p>
鈴木会長 島田（富） 委員	<p>本庁、支庁についてのご意見だと思います。他にありますか。</p> <p>事務局からの提案について、将来のことを踏まえて、考えるべきです。</p> <p>最終的には若干の問題はあっても、本庁方式を前提とした話の展開がよいと考えます。</p> <p>最初に会長から提案があるということでしたが、ここで提案をいただいて継続審議としていただきたいと思います。</p>
鈴木会長	<p>この協議事項については、3時くらいまでにして、休憩の後、次の協議へと考えています。</p>
田中委員	<p>前回、前々回と協議会に参加して感じたことを含めて発言します。</p> <p>3町の委員の中には、大平でという考えがある程度あると思います。ただしメリット・デメリットや、住民のサービスが低下しないなど、将来を見越した展望をよく考える必要があります。スタートの時点で禍根を残さないような討議をしなければ今後のこの協議会の進歩は止まると思います。</p> <p>一番望ましいのは、総合支所方式だと思います。本庁方式で、効率化が図られるかもしれないが、住民サービスが低下するのではないのでしょうか。</p> <p>遊水地は人が住んでいる所ではないという考え方は間違っています。遊水地はこれから、関東有数の自然公園になります。</p>
渡辺委員	<p>位置をどこにするかの前段として、方式をどうするかについてもっと議論をした方がよいのではないかという気がします。</p> <p>また、合併に当たって、県へ提出する資料として、新設は難しいと思います。当面どこにするかということと、将来どこにするかということと、方法としては2つあります。</p>
鈴木会長 三柴委員	<p>永島委員とほぼ同意見だと思いますが、他にありますか。</p> <p>17年1月1日が、合併の目標です。その前提だと、所在地は早く決めて、目的に応じた協議が必要です。今年度中には、庁舎の位置は決定すべきです。</p> <p>財政逼迫の状況の中で、本庁方式が、合併メリットについて住民負担・財政負担が一番少ないと思います。本庁方式では、3町の地域の機能が低下するという意見がありましたが、本庁方式の中の人的配分で対応し、住民にデメリットのないようにすることが可能だと思います。</p> <p>渡良瀬遊水地のほか、景観や歴史的な遺産などもたくさんあります。本庁方式でアクセスを図っていけば可能だと思います。</p>

鈴木会長	<p>特に大平町は庁舎基金や道路の環境が整っていると考えます。栃木市・小山市などとのアクセスもよいと思います。住民の利便性を考えれば、結果は自ずと出てくると思います。</p> <p>大平町では、合併以前から庁舎のことを考えてきました。また、近くに大企業もあります。企業の便宜や住民の便宜を考えていただきたいと思います。後段のご意見はみなさんと共通するものがあると思いますが、前段の協議をするタイムリミットという点では時間は無いというご意見でした。</p>
島田（富）委員	<p>大きな課題ではあるが、最終の姿をどういう方式にするか、そこに至るまで、どうするかという議論でもいいのでしょうか。佐野では、方式だけ決めて、そのほかは合併後議論するということになりました。</p>
鈴木会長 鈴木委員	<p>それは後ほどみなさんにお諮りする時に申しあげます。</p> <p>どこの役場も、そのまま全員を収容することはできません。合併時は現在の庁舎を使い、ただ管理部門だけは、どこかに集めます。例えば5年以内に新しい庁舎を作ったときにはじめて本庁方式で合併をするというのが基本的な考えではないかと思いましたが、先ほどの意見に補足します。</p>
阿部委員	<p>財政的に厳しいということで、大平で基金を用意したし、敷地を準備しました。それらを利用してほしいと思いますが、将来的なことを考えると大岩藤の中心地に新庁舎を設けた方がいいと考えます。当面は総合支所方式にして、管理部門と事務部門については人口の多い大平の役場を当面使うとして、新しい市が誕生したときは、大岩藤の中心地に本庁舎を設置するとお願いします。</p>
鈴木会長	<p>ほぼ問題点というか、これからの論点が出てきたと受け止めます。まとめると、どこに本庁舎を置くか、どんな本庁と支所との関係をつくるかということは密接であるということは共通のご意見だと思います。とりあえず定めておき、将来的に新市において決めるというご意見もありました。</p> <p>ここで提案をしたいと思います。</p> <p>大事な項目だが、いつまでも時間をかけることもできません。効率的にすすめていく方法として、議論のすすめ方を提案します。内容についての提案ではありません。</p> <p>案を配って、みなさんと検討したいがよろしいでしょうか。それでは事務局から案を配布します。</p> <p>2種類配布されます。1種類が3枚つづりです。</p> <p>大まかな説明をします。</p> <p>図示された1枚ものがあります。新市の事務所位置候補地の協議、調整フローとあります。これは本庁、支所の役割分担です。</p> <p>別なつづりでは、条文が羅列してあります。新市の事務所の位置選定検討委</p>

<p>事務局（総務班長）</p>	<p>員会規程というのがあります。</p> <p>事務所の位置選定に伴う小委員会検討例というのがあります。</p> <p>新市の事務所の位置選定検討委員会規程を中心に説明します。これはこれからの検討をどうすすめていくかについて事務局からの提案です。この提案と関連する資料が、A4サイズの縦書きにした一覧表になります。</p> <p>では事務局から説明をお願いします。</p> <p>では小委員会検討例から説明します。このような検討もひとつの方法として、資料を提出します。名称として検討委員会としていますが、一般的協議会で事務所の位置等を協議会とは別組織で検討する場合小委員会とするのが一般的です。当協議会では小委員会規定等を設けていますが、メンバー構成等もその中でうたっています。今回その小委員会とは若干構成等を変えたものとして、そちらに検討をしていただいたらどうかということで、名称については検討委員会としています。規程について、説明します。</p> <p>1条の設置ですが、合併協議会の規約に基づき検討委員会を設置するというものです。</p> <p>2条として所掌事務としては、新市の事務所の位置の選定基準に関すること、また機能のあり方に関することなどをこちらの委員会で検討することが所掌事務となっています。</p> <p>第3条組織、検討委員会は規約第7条第1項第2号、こちらについては助役職にある協議会の委員、同項第3号に該当する委員、こちらについては各町の議会の正副議長として委員に係わっている方々、それから同条第2項に該当する委員、これについては各町から5名ずつ協議会に係わっている学識経験者の方々ですが、第2項に該当する委員の中から各町より2名の方々を選出いただいて、トータルで15名の構成員で組織したいと思います。</p> <p>2項として、学識経験者として係わっていただいた中で欠員等が生じた場合、欠員が生じた町から選出していただきます。</p> <p>3項としては委員以外の検討委員会の選任について、協議会の協議を経て選出することもできるということです。</p> <p>4条は、委員長・副委員長です。各1名を置きます。</p> <p>5条は、会議は委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができません。</p> <p>6条は、関係者等の出席です。委員長は必要に応じて関係者を出席させ、説明または助言を求めることができます。</p> <p>7条は、協議会への報告です。当検討委員会は協議会の付託を受けているので、協議した結果は協議会に報告します。</p> <p>8条は、庶務は協議会事務局で処理します。</p>
------------------	---

鈴木会長	<p>附則として、承認いただければ施行日を本日付にします。以上です。</p> <p>以上が委員会規程の説明です。先ほど配布した小委員会検討例というのはその構成メンバーなどが一覧表にしてあるものです。</p> <p>事務局から提案したいのは事務所の位置選定検討委員会において引き続き検討していただくというものです。</p> <p>構成メンバーは各町の助役、正・副議長と学識経験者として、協議会委員の中から各町2名を各町から選任して合計15名で構成する委員会の中で継続検討していただくという提案です。</p> <p>この中に我々、正副会長は入っていません。正副会長が入れば、最終決定となります。我々は別途協議をしながら、6条の規定にあるように必要があれば招集して頂き意見等を出したいと思います。</p> <p>タイムリミットとしては、年度内ではその後の協議が困難となるので、年内に目鼻を付けるスケジュールでご理解をいただきたいです。検討委員会で精力的に検討して頂く必要があります。</p> <p>この提案について、ご意見を伺いたいと思います。</p>
島田（富）委員	協議会で54の協議項目がありますが、先進事例からして、小委員会を作って検討されたものは、どれくらいあるのでしょうか。
鈴木会長 事務局長	<p>事務局では調べてありますか。</p> <p>一般的には、基本4項目のうち、名称に関する検討委員会と新市の事務所に関する検討委員会です。建設計画の策定に伴う検討委員会は、小委員会を設置しているものがあります。このほかに、すべての協議事項を小委員会で諮っているものもあります。</p>
鈴木会長	他にありますか。
三柴委員	先ほどの発言を、年度内ではなく、年内に訂正いただきたいと思います。
鈴木会長	それでは、一旦質問を終わらせて、この提案に賛同いただけるかどうか諮りたいと思います。
永島委員	委員会の経過や中間報告は協議会に報告されますか、それとも結果だけが報告されますか。
鈴木会長	現時点では、そこまで詰めていません。ご承認を頂いてから、協議内容や協議会への報告を検討します。個人的には、協議会の都度、中間報告をして頂くのが望ましいと思います。
永島委員	協議会の委員として我々は参画をしていますが、一番大事な事務所の位置などについて別組織で結論が出されるということは、意見を出す機会を失うということです。結論が出る前に再々中間報告をしていただいて、その中で議論をして、その議論を踏まえて前に進んでいただくような考え方を持っていたかなければ厳しいと思います。取扱いをよろしく願います。

鈴木会長	それにつきましては検討委員会との協議の中で決めていきたいと考えますが、永島委員のご意見はごもっともですが、中間報告の都度、議論をすることは控え、ある程度までは任せて頂きたいと思いたいますがいかがでしょうか。
永島委員	必要な時に、報告して頂きたいと思いたいます。これは重要な問題だと思いたいますので、これで決まりということにはしてほしくないとと思いたいます。また、委員になられたみなさんの負担があまりにも重過ぎるのではないかとと思いたいますので、そういう意見を申し上げました。
鈴木会長	改めて事務局から提示した方式で新市事務所について協議することに、賛成の方、拍手をお願いします。 (拍手多数)
鈴木会長	それでは事務所の位置の選定については検討委員会で、検討していただきます。ただし、中間報告をして頂きながら他の委員の方々もこの問題について引き続き関心を持っていただくということで進めます。
事務局(調整班長)	協議第8号につきまして協議を開始します。事務局より説明します。 協議第8号、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて。協定項目6について説明します。議案書8ページをお開き下さい。 議会議員の定数及び任期の取扱いの調整の内容ということで、この項目につきましては大変重要かつ難しい項目ということになります。幹事会での調整方針はありません。空欄です。その下に現況ということで一覧がありますが、その前に議会議員の定数とその任期が法律上どのように規定されているかに触れさせていただきます。 説明資料の8ページをご覧ください。こちらに議会議員の定数及び任期に関する法令ということで、まず地方自治法では、市町村議会の議員の定数ということで第91条、市町村議会の議員の定数は条例で定めるとされ、これを一般的に条例定数と呼びます。 2項に市町村の議会の議員の定数は次の各号に掲げる市町村の区分に応じ当該各号に定める数を越えない範囲内で定めなければならないとあります。 1項に条例で定めるとあるがその上限は法律でうたわれています。 人口の定義は、官報で公示された最近の国勢調査等によるとなっています。 4号、人口1万人以上2万人未満の市町村は22人です。岩舟町と藤岡町が該当しますがこれを法定定数と呼びます。 5号、人口5万未満の市および2万以上の町村は26人、これは大平町が該当します。 6号、人口5万以上10万人未満の市は30人。新市が合併したら、67,125人でここに該当します。 次に7号があります。市町村の設置に伴う市町村の廃置分合をしようとする

場合に、設置関係の市町村の協議によりあらかじめ新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならないという規定があります。

また 8 項にその定数を定めたときは告示しなければならない。

9 項では告示された定数は第 1 項の規定にもとづく、当該市町村の条例により定められたものとみなすとなります。

新市合併時には、告示等によって、条例で定めたものとみなすという規定です。

その下に市町村の合併の特例に関する法律があります。議会の議員の定数に関する特例です。

第 6 条、市町村の合併後最初に行われる選挙に限り、法定上限定数の 2 倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができます。30×2 で 60 人の範囲内で定数を定めることができますということです。

この定数特例については合併時の急激な定数の減少によって地域の代表性を確保できなくなる等、原則どおりの定数によりがたい場合の激変緩和措置として設けられています。

9 ページ、議会の議員の在任に関する特例に関する条文があります。

第 7 条、合併関係市町村の議会の議員は協議により次に掲げる期間に限り引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができます。

その期間は 1 号で、新たに設置された合併市町村にあっては市町村の合併後 2 年を越えない範囲で当該協議で定める期間、引き続き在任できるという規定です。こちらについては合併前後の過渡期の予算編成や、市町村建設計画の円滑な実施のため、合併調整に熟知した議員の身分を一定期間保証し意見を反映させていくという趣旨から設けられた規定です。

その下に公職選挙法とあります。第 12 条 4 項で、市町村の議会の議員は選挙区がある場合にあっては各選挙区において、選挙区がない場合においてはその市町村の区域において選挙するとあります。その下に地方公共団体の議会の議員の選挙区とありまして、第 15 条 6 項、市町村は特に必要があるときはその議会の議員の選挙につき条例で選挙区を設けることができますとあります。

8 項には各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して条例で定めなければならないという原則がうたわれています。しかし公職選挙法施行令がありまして、人口に比例しない議員の定数とあります。第 9 条市町村の廃置分合または境界変更があった場合は人口に比例しないで定数を定めることができます。

議案書に戻って頂き、議案書の 8 ページをお願いします。

3 町の現況です。条例定数は、3 町とも 18 人。法令定数は、大平町が 26

人、岩舟町と藤岡町が 22 人です。

任期は、大平・岩舟町が平成 17 年 9 月 29 日まで、藤岡町が平成 15 年 12 月 2 日までとなっています。

議員報酬は、大きな違いはありません。

4 の定例会は 3 町とも 3 月 6 月 9 月 12 月の年 4 回で同じです。

5 の常任委員会は、名称に若干の違いはあるものの組織的にはほぼ同じ内容・構成です。

9 ページを開いてください。

議会議員の定数および任期の取扱いについては、法的に原則と合併特例法を適用するかどうかという選択肢があります。

まず、合併特例法を適用しない場合とあります。法律上の原則の場合です。合併関係市町村の議会の議員の身分は合併関係市町村の廃止と同時に失職するというものです。

選挙期日は新市の設置の日から 50 日以内に選挙を行うというものです。

定数については法定上限定数の範囲内で条例により定めるとあります。新市においては 30 人以内で条例により定めることとなります。

任期については設置選挙の日から 4 年、補欠選挙の適用については欠員の数が条例定数の 6 分の 1 を越えた場合に行います。

6 の選挙区では条例で選挙区を設けることができます。原則では選挙区は人口に比例したものでなければならないということですが、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は人口に比例しないで定めることができます。

先進事例では、ほとんどが合併前の市町村の区域をもって選挙区の区域としています。

次に、定数特例を適用する場合です。

合併関係市町村の議会の議員の身分は合併関係市町村の廃止と同時に失職するというもので原則と同じです。

選挙期日も設置の日から 50 日以内に行うこととなります。

ただし 3 の定数につきましては設置選挙に限り合併関係市町村の協議により法定上限定数の 2 倍を越えない範囲で定数を定めることができます。3 町が合併した場合は上限定数が 30 人となりますので、60 人以内で定数を定めることができます。

任期につきましては原則と同じく設置選挙の日から 4 年です。

補欠選挙の適用につきましては、欠員の数が特例定数の 6 分の 1 を越えた場合に行うというものです。

選挙区は原則と同じです。

在任に関する特例を適用する場合は議会議員の身分は合併関係市町村の協議により、合併後2年を越えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができるというものです。議員在任となるので当然選挙は行いません。

定数につきましては、条例定数を越える場合はその在任している全議員の数が定数となるので、欠員が生じたりして減っていく場合は、条例定数に至るまで定数が減少します。

任期については合併後2年を越えない範囲で協議で定める期間です。

補欠選挙の適用は該当がないかもしれませんが、現在在職されている議員の数が欠員等で減少して条例で定める定数の6分の1を越えたときに行います。

選挙区については、在任特例期間後選挙区を設けることができますが、その場合には選挙区ごとの定数は人口に比例したものとなります。

説明資料の1ページを開いてください。

議会議員の定数特例・在任特例の新設合併の場合の概要です。

1 定数特例、設置選挙の際に法定定数の2倍を越えない範囲まで定数を増加することができます。上限定数は30人で、この2倍を超えない範囲で協議により定めた定数で合併の際に設置選挙を行います。任期は4年で、その任期が終了する際に条例定数に戻って一般選挙を行うというものです。

その下に新市に置き換えた数値等があります。

新市の人口は67,125人となり、自治法上の上限定数は30人となります。特例定数は上限定数の2倍を越えない範囲で定めることができます。

合併時に設置選挙を行って任期の4年が終了する際には、上限定数の30人以内に戻って一般選挙を行うというものです。

2の在任特例です。旧市町村の議員は合併後2年を越えない範囲に限り新市町村の議員でいることができるというものです。

法制度としてはA、B、C町があったとして合併時には合併前の関係市町村の議会議員の全員が2年以内の範囲で決めた期間選挙をせず在任することができます。期間終了後は上限定数に戻って一般選挙を行います。

これを新市に置き換えると、大岩藤3町とも $18 \times 3 = 54$ 人の議員が2年以内で在任できます。在任期間終了後、上限定数に戻り一般選挙を行います。

2ページを開いてください。

議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢についてです。

3つ示してありますが、いずれを選択する場合も、合併協議会での協議内容について、関係市町村の議会の議決が必要です。

については合併特例法による特例を適用しない場合の内容です。

	<p>につきましては合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する場合、定数特例を適用する場合です。</p> <p>が合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する、いわゆる在任特例を適用する場合の内容です。</p> <p>3ページは、2ページの内容を流れ図で説明しています。議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢ということで、原則どおり合併特例法を適用しない場合を選択するのか、合併特例法を適用する場合を選択するのか、特例を選択する場合には定数特例にするのか、在任特例を選択するのか、また原則、定数特例のいずれかを選択した場合には、それぞれ選挙区は設けるのか設けないのか、また選挙区を設けるとした場合にはその定数の配分は原則どおり人口に比例したものか人口に比例しない特例の定数とするのか、最終的にこのいずれかを選んでいただくということになります。</p> <p>4ページは先進事例です。在任特例を選択した事例をあげています。</p> <p>5ページは定数特例を使った事例です。</p> <p>6ページは特例を使わない事例です。</p> <p>7ページは議員在任特例調べということで在任特例を選択した自治体の特例延長期間等の一覧を表で示しています。以上です。</p>
鈴木会長	<p>以上が協議第8号、議会の議員の定数および任期の取扱いに関する事務局の説明です。</p>
	<p>非常に重要な問題です。これからの質疑で答えが出るようなものではありません。一通り意見を伺い、今後の進め方についてはまた相談したいと考えています。時間の関係で、ご意見を伺う方も数名の方に限らせて頂きたいと思っております。恐縮ですがご了承いただきたいと思っております。ご意見がございましたらお願いいたします。</p> <p>質疑がないようなので、このことに関するご相談ですが、事前の協議はしていません。なにはともあれ、議員のみなさんのご意見を伺いたいと思っております。今後の議論のすすめ方について、きょう以降、次回までに正副会長と3町の正副議長で協議して、どのように進めていったらいいか検討して、次回の協議会に諮りたいと考えていますが、これについてご意見を伺いたいと思っております。</p>
鈴木委員	<p>正副会長と3町の正副議長で協議するということでしたが、できれば、議員同士で検討し、それを会長にご報告するのが筋だと思います。</p>
鈴木会長	<p>これも本来は協議会の協議事項で、議会で決めることではありません。</p>
鈴木委員	<p>あくまで協議会の議員のことです。一般ではありません。</p>
鈴木会長	<p>確認ですが協議会の委員のみなさんでということですか。私共の提案は今のことを含めてどんな方法で協議したらよいかということ、正副会長と3町</p>

<p>事務局（調整班長）</p>	<p>の正副議長で相談したいということですが、それで今の鈴木委員のご意見のとおりに決まればそれはそれでよいということですがいかがでしょうか。</p> <p>ご意見が無いようでしたら、改めて諮りたいと思います。次回の協議会までに正副会長と3町の正副議長で協議をして次回に提案するというので、承認される方は拍手をお願いします。</p> <p>承認をいただきましたので、次回までに進め方を検討させていただきます。次は協議第9号で農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてです。協定項目7に該当する事項です。まず、事務局より説明します。</p> <p>協議第9号について説明します。こちらも先ほどと同様に法律にどのような規定があるのかを説明します。説明資料の11ページです。</p> <p>農業委員会等に関する法律ということで、まず設置とありますが3条の2項にその区域が著しく大きい市町村またはその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができるということが規定されています。</p> <p>原則では1つの市町村には農業委員会は1つということですが、政令で定める基準を上回っている市町村は2以上に分けて農業委員会を置くことができるということです。</p> <p>12ページです。農業委員会等に関する法律施行令というのがあります。新市に2以上の農業委員会を置くことができる市町村の要件が示してあります。その区域の面積が24,000haを越える市町村、またはその区域内の農地面積が7,000haを越える市町村とあります。</p> <p>大岩藤が合併してもその要件を満たさないので、農業委員会は1つしか設置できないということです。</p> <p>11ページに戻って、選挙による委員の定数は政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定めるというものです。</p> <p>12ページに選挙による委員の定数の基準があります。第2条の2とあり、それぞれ区分がありますが、大岩藤が合併した場合には、2の30人以下という区分にあてはまります。</p> <p>農業委員会は1つで、農業委員の定数は30人以下となります。</p> <p>11ページに委員の任期、第15条とあります。選挙による委員の任期は3年とし、一般選挙の日から起算するとあります。</p> <p>説明資料13ページです。</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律の8条に農業委員会の委員の任期等に関する特例とあります。</p> <p>市町村の合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併開</p>
------------------	---

係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては、80 を越えず 10 を下回らない範囲で定めた数に限り次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができるというものです。

新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を越えない範囲で当該協議で定める期間という規定があります。

3 町の農業委員は合併の際に 80 を越えず 10 を下回らない委員が引き続き合併後 1 年を越えない範囲で定める期間、在任することができるということが特例に関する法律でうたわれています。

また選挙区については記載はありませんが、原則としてはその農業委員会の区域において選挙するとなっており、新市においても農業委員会の区域は 1 つと申しましたが、その区域において選挙することになります。

ただし、特に必要があると認めるときには選挙区を設けることができるという規定があります。

議案書 11 ページです。

こちらにも重要な問題ですので幹事会までの調整はついていません。

現況として、委員数は 3 町合計で 66 人です。選挙による委員は、大平町 15 人、岩舟町 17 人、藤岡町 20 人、計 52 名です。80 から 10 の間に入っているので、全員が在任することも可能です。選任委員は、議会推薦、農業協同組合推薦、農業共済組合推薦の合計で 14 名です。任期は、3 町とも平成 17 年 7 月 19 日までとなっています。委員報酬は、年額ベースとなっています。若干の違いがあります。その下に 3 町の区域面積、農地面積、農家戸数を記載しています。

12 ページです。

農業委員会の委員の取扱いについて、新設合併の場合について説明します。まず、3 町が合併した時、新市には 1 つの農業委員会を置くこととなります。区分として、新市に 1 つの農業委員会を置く場合、原則か、在任特例かを選択します。

まず、原則の場合、選挙による委員は合併と同時に失職し、設置の日から 50 日以内に新たに選挙をすることになります。

定数は条例で定める数、30 人以下で条例で定める数という事になります。

任期は 3 年です。

選任委員は合併により全員失職するため、選任による委員については特例等はありません。

在任特例を選択する場合は、選挙による委員の選出方法ですが、協議により 80 を越えず 10 を下回らない範囲で定めた数の委員が全員在任するというこ

鈴木会長	<p>とです。</p> <p>任期は合併後 1 年を越えない範囲で協議で定める期間です。</p> <p>新市に 2 つ以上の農業委員会を置く場合に関しては該当しないので説明は省略します。以上です。</p> <p>以上が協議第 9 号の農業委員会の委員の定数および任期の取扱いについての説明です。この問題についても議員の定数および任期と同様な問題があります。</p> <p>当協議会委員には、農業委員はいません。また農業委員会は独立行政委員会です。農地法上の諸許認可手続の窓口です。質問等をお受けする前に、これについては、農業委員会のご意見を伺わなければ、我々サイドだけで進めていくのは困難です。すでに、各農業委員会では当協議会に歩調を合わせて検討を始めています。</p> <p>若干の質疑・ご意見等いただいて、後ほどご提案をさせていただきたいと思えます。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、提案させていただきます。</p> <p>各町の農業委員会で検討に着手しています。今後も農業委員会で検討して頂き、経過・結果を協議会に報告して頂き、その上で議論したいと考えます。</p> <p>ちなみに最終報告については、この場に農業委員会のどなたかに来て頂き、説明をして頂きたいと考えています。</p> <p>他の事例もそのような進め方をしているようです。</p> <p>このような進め方でいかがでしょうか。</p>
全員	<p>(異議なし)</p>
鈴木会長	<p>まず、農業委員会に申し入れをし、経過・中間報告を文書でお願いし、その後協議事項にもう一度載せるということをお願いをします。</p> <p>賛成の方は、拍手をお願いします。</p> <p>(拍手多数)</p> <p>それでは、そのように決定します。</p>
鈴木会長 事務局(調整班長)	<p>協議第 10 号の町名・字名の取扱いについてです。</p> <p>事務局より説明をします。</p> <p>議案書 14 ページです。</p> <p>幹事会までの調整内容を示しています。</p> <p>字の区域については従前のおりとし、名称の表示は大字の字句を削除することとするというものです。</p> <p>調整内容の理由としては大字の表示は一般住民の方も住所を表記する際に省略することが多いということから大字は削除するという事です。</p>

町をつけるかどうかということについては、経費の削減の点からつけません。

3町の現況としてはいずれも、同一の大字名はありません。

15ページです。

名称変更の具体的な表示例とありますが、まず字名を従前のとおりとする場合です。

大平町大字富田 558 番地は、市大字富田 558 番地とします。

字名を変更する場合です。

大字を削除する例として、大平町大字富田 558 番地は、市富田 558 番地となります。

町を加える例として、大平町大字富田 558 番地は、市富田町 558 番地とします。

旧町名を残す場合は、大平町大字富田 558 番地は、市大平町富田 558 番地となります。

新規に字名をつける場合は、大平町大字富田 558 番地は、市 558 番地となります。

以上の5つからの選択となります。幹事会まででは、市富田 558 番地と大字を削除する例を選択しました。

説明資料 14 ページです。

関係法令等です。

地方自治法で、市町村区域内の町又は字の区域ということで、第 260 条ですが、市町村の区域内の町もしくは字の区域をあらたに画しもしくはこれを廃し、又は町もしくは字の区域もしくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならないという規定があります。

本条の規定では、県知事への届け出、告示が必要となりますがこの手続きは平成 11 年 4 月 1 日から市町村長へ権限が委譲されています。

その下、本条は、市町村区域内の町・字の区域の新設・廃止または町・字の区域・名称の変更に関する規定であるということで、名称については地理的特色、社会経済的特色、歴史的文化的意義を有するもので大変重要なものです。変更等には住民の日常生活に直接間接に影響を及ぼす場合が多いと書かれています。

15 ページの上から二番目に本条の「字」には、いわゆる字のみならず「大字」「小字」も含むと解されているとあります。

一番下に、字の区域および名称を変更する場合、その区域の居住者または土地所有者の承諾を得なければならないかとあるが、結論としては承諾を得る

鈴木会長	<p>必要はありません。</p> <p>しかし、事実上の問題として、事前に居住者や土地所有者の意向を打診し、区域や名称の変更決定に反映させるため協議は必要であると思われます。承諾を得る必要は無いが、事前に住民に協議しておくものということです。16 ページです。</p> <p>町名・字名に関する実際の変更手続きということで、先進事例では、ほとんどが町名・字名の取扱いについては、合併時の混乱を避けるために必要最小限にとどめ、できる限り従来の町名・字名をそのまま使用する取扱いとしているということです。</p> <p>3 町の合併協議会においては新市に新たな名前を付けるということになりますので、町名・大字名をなおかつ変更するとすると混乱をきたすことが考えられます。</p> <p>手続きは市町村長が提案して議会で議決し、市町村長へ届け出て市町村長が告示して効力が発生するというものです。</p> <p>実際の手続きは合併の日に市町村長職務執行者が合併協議会の協議結果を踏まえた内容で専決処分および告示をし、新市の初議会で専決処分の承認を求めることとなります。</p> <p>ただし、合併前にその関係市町村の議会で議決をして決定しておくことも可能であるとなっています。</p> <p>17 ページ、18 ページ、19 ページについては県内全市の現在の町名または大字名を抜粋で示しています。古くから市であったところはだいたい町が多いようですが、編入合併したとか、町から市になったというところは、町がついていたりいなかったり、また小山市などは大字が残っています。</p> <p>20 ページに先進地の事例として7 つほど示しています。以上です。</p> <p>これからご意見を伺います。事務局からのお願いです。</p> <p>いま、説明した調整内容は、あくまで幹事会までの調整であり、事務局としての提案ではありません。合併時の混乱を避けるため、大字を取るだけにしました。</p> <p>合併を機に、町名を変えたいと言っている地域もあるが、全部がそうなる時間がかかることとなります。</p> <p>大字を取ることで行うことでどうでしょうか。</p> <p>どうしても変えたい場合、合併協議会とは別に各町単位で調整して合併までに名称を変えておいていただければ、合併時に引き継がれます。あるいはより根本的な町名の変更が必要な場合は、新市において時間を掛けて行っていただいてもよいのではないかと事務局では考えています。</p> <p>これらについてご意見を伺いたいと思います。</p>
------	---

羽金委員	大字については問題ないと思います。小字はどう処理するのかお伺いします。
事務局（調整班長）	小字については、従前のままです。
羽金委員	わかりました。
鈴木会長	小字は通常は現状もそこまではつけていないので、登記簿上には、小字もつくということになると思います。 協議第 10 号の議決をしてもよいでしょうか。 では、議決します。 町名・字名の取扱いについては幹事会までの調整内容の中で出ている案で、字の区域については従前のとおりとし、名称の表示は大字の字句を削除するという事務局の提案に賛成の方は拍手をお願いします。 （拍手多数） では、そのように決定します。
鈴木会長	協議第 11 号についてです。慣行の取扱いについてです。 事務局の説明をお願いします。
事務局（調整班長）	議案書 17 ページです。 慣行の取扱いということで、幹事会までの調整内容を示しています。 1．市章、市民憲章、市旗、市の花・木・鳥等については、新市において定めるものとする、市歌については、新市において検討するとあります。この場合の検討をするというのは制定をする、しないを含めて検討するというものです。 2．各種宣言については、新市において従来の宣言を見直し、必要なものを新たに定めるものとするというものです。 3．表彰制度については、新市発足後において新たな制度を創設するものとする。なお、名誉町民、自治功労者、町民栄誉賞等の被表彰者については、新市に引き継ぐものとするというものです。 4．行事については、新市において検討する、これもやはり行う行わないを含めて検討をするというものです。 その下に現況ということで、町章と町民憲章、18 ページには町旗、町歌、町の花、町の木、藤岡町では町の鳥も制定されています。それから宣言です。19 ページには名誉町民、大平町と藤岡町の名誉町民は 0 名ですが、これはお亡くなりになったためです。表彰は 3 町とも自治功労者表彰があります。大平町には町民栄誉賞という制度があります。 行事については賀詞交換会ということで、3 町とも行っています。以上です。
鈴木会長	慣行というのは今のような項目のことです。

事務局（調整班長）	<p>これについても先ほど同様、幹事会までの調整でまとまっているとのことです。</p> <p>質疑をお願いします。</p> <p>（「調整の内容でよし」）</p> <p>事務局からの提案とし、賛同の方は拍手をお願いします。</p> <p>（拍手多数）</p> <p>では、協議第 11 号については決定します。</p> <p>協議第 12 号、国際交流事業についてです。</p> <p>事務局より説明します。</p> <p>議案書 21 ページです。国際交流事業ということで、右に関係項目、海外派遣事業ということで調整を諮ります。</p> <p>幹事会の調整方針は、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後に再編します。海外派遣の内容としては中学生海外派遣事業ということで、大平町が次代を担う子供たちを育てることを目的として、平成 8 年から 15 年度の実績として、43 人の中学生をアメリカのアラバマ州に派遣したという実績があります。</p> <p>22 ページです。</p>
鈴木会長	<p>岩舟町の友好交流です。岩舟町が生んだ偉人「慈覚大師円仁」ゆかりの地、中国天台県との友好交流を行っているというものです。</p> <p>いずれも、新市に引き継ぐというものです。</p> <p>これも幹事会の結論が提起されています。ご意見ををお願いします。</p> <p>（「異議なし」）</p> <p>先ほど同様、調整内容を事務局からの原案とし、採決して良いですか。</p> <p>（「異議なし」）</p> <p>賛同の方、拍手をお願いします。</p> <p>（拍手多数）</p> <p>原案通り、ご承認を頂きました。</p> <p>以上で、本日の協議事項すべてについて、審議を終わります。</p> <p>最後に、なにかありましたら、お願いします。</p>
羽金委員	<p>新たに提案したいと思います。</p> <p>協議第 7 号の 2 で新市の事務所の位置について、小委員会で検討することとなりましたが、助役・正副議長は確定です。そのほか、民間として、協議会委員から 2 名の方を小委員会に出すこととなっています。</p> <p>せっかくの機会ですので、この席で民間の方を選任頂きたいと提案します。というのも、この後、11 月 16 日、藤岡町で町議会選挙となり、議員は多忙となります。以上を考慮の上お願いします。以上です。</p>

鈴木会長	私の方からも、早く選任頂きたいと思います。今月中には各町から学識経験者2名を推薦いただいて、小委員会を発足させ早い時期から検討いただきたいと思います。 改めてお諮りします。 それぞれの町において、学識経験者2名を選任して頂きたいと思いますがどうでしょうか。 (異議なし)
永島委員	議会議員の取扱いについても誰か担当者を決めておかななくてはまずいのではないかと。
鈴木会長	これについては正副会長と正副議長とで。
永島委員	関係する議員で。
鈴木会長	そうではなく、どう議論を進めていくかをまず正副会長と正副議長とで。 (各町の委員ごとに協議)
鈴木会長	各町の学識経験者の人選がお済みのようなので、発表して頂きたいと思いません。
羽金委員	大平町は、小幡さん、三柴さんです。
小林(長)委員	岩舟町は、島田さん、熊倉さんです。
田口委員	藤岡町は、阿部さん、田中さんです。
鈴木会長	それでは、いま選任頂いた方を含めて、正副会長・正副議長と助役が入るとともに、早々に第1回協議を行いたいと思います。日程については、後日、事務局より連絡します。 それでは、本日の協議を終わります。
司会(事務局次長)	次回協議事項についてです。河田事務局長より説明します。
事務局	協議会次第の5、次回協議事項についてです。 (1) 財産及び債務の取扱いについて(協定項目5) 公有財産、土地建物、物品、債権、基金、債務、地方債などが該当します。 (2) 条例・規則等の取扱いについて(協定項目11) 新市における条例等の定める整備の方針等を協議いただきます。 (3) 行政区の取扱いについて(協定項目22) 自治組織の関係を協議いただきます。 (4) 男女共同参画行政について(協定項目23-1) 男女共同参画プラン、あるいは団体協議会等の組織があります。これらを協議していただきます。 (5) 広報広聴関係事業について(協定項目23-4)

<p>司会（事務局次長） 事務局長</p>	<p>広報紙、HP等の取扱いについてです。 （６）コミュニティ施策について（協定項目 23 - 28） コミュニティに関する協議です。 以上です。 次に、その他です。 事務局より。 6番のその他ですが、協議資料の訂正です。 議案書 18 ページです。 現況のところ、藤岡町の町の花と木が逆になっています。けやきとふじが逆ですので訂正をお願いします。 次回の開催予定は第 5 回、11 月 27 日（木）午後 2 時から岩舟町コスモスホール、小ホールにて行います。</p>
<p>司会（事務局次長）</p>	<p>委員の皆さんからなにかございますか。 （なし） 以上で、第 4 回大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会を終了します。</p>